

WE CAN DO IT.

2005 HOKUSHIN

北 辰 商 品 株 式 会 社

ディスクロージャー項目 目次

	頁
1. 会社の概況	
① 会社名等	1
② 会社の沿革	1～4
③ 会社の目的	5
④ 事業の内容	6～7
⑤ 営業所の状況	8
⑥ 財務の概要	8
⑦ 発行済株式総数	9
⑧ 主要株主名	9
⑨ 役員状況	10～11
⑩ 従業員の状況	12
2. 営業の状況	
① 営業方針	13
② 当社及び当業界を取巻く環境	14
③ 営業の経過及び成果	15～16
④ 対処すべき課題	17
⑤ 受託業務管理規則	18～24
⑥ 外務員の登録状況	25
⑦ 委託者に関する事項	25
⑧ 苦情・紛争に関する事項	26～28
⑨ 訴訟に関する事項	28
3. 経理の状況	
① 貸借対照表	29
② 損益計算書	30
③ 重要な会計方針	31～33
④ 注記事項	34・35
⑤ 損失処理計算書	36
⑥ 監査に関する事項	37
⑦ 財務比率	37

*添付資料 「受託業務管理規則」 (平成17年6月1日現在)

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 北辰商品株式会社
 代表者名 代表取締役社長 伊藤博幸
 所在地 東京都港区西麻布三丁目2番1号
 電話番号 03-3403-3111 (代)

*平成17年6月28日付で代表取締役社長には中村貞利が就任しています。

② 会社の沿革

社名の由来について

北辰とは、北極星の別称です。一般的には、世の中の指針となる、範を垂れる、永遠不滅などの意味があります。また、論語の「為政第二」の中に子曰く「政を為すに徳を以てすれば、たとえば“北辰その所に居りて、衆星之をささぐる”が如し」との一文がありますが、私たちはこの精神を社風に大いに活かすべく、創業5年後の昭和39年に商号としたものです。

年	月	概 要
昭和34年	5月	株式会社丸上商会として会社創立（資本金200万円）
	7月	本店を下関市に移す
	〃	関門商品取引所（農産物市場）商品仲買人登録
	9月	資本金を300万円に増資
	12月	商号を「株式会社丸上商会」に変更（資本金500万円）
昭和35年	1月	関門商品取引所（砂糖市場）商品仲買人登録（資本金600万円）
	8月	広島営業所設置（広島支店に変更）
	9月	資本金800万円に増資
昭和36年	1月	商号を「株式会社丸上」とする
	3月	福岡支店設置
	5月	北海道穀物商品取引所商品仲買人登録
	〃	北海道支店設置
	6月	資本金を1,300万円に増資
	11月	宮崎営業所設置
昭和37年	8月	門司営業所設置（北九州支店に変更）
昭和38年	3月	資本金2,400万円に増資
	6月	豊橋乾繭取引所商品仲買人登録
	〃	豊橋営業所設置
	7月	姉妹会社、北辰商品株式会社創立（本社東京・資本金5,000万円）

年	月	概 要
昭和39年	5月	商号を「北辰商品株式会社」とする
	〃	資本金を5,000万円に増資
	〃	神戸穀物商品取引所商品仲買人登録
	7月	神戸支店設置
昭和40年	2月	姉妹会社の商号を「東京北辰商品株式会社」に変更
	7月	大阪化学繊維取引所商品仲買人登録
	〃	大阪三品取引所商品仲買人登録
	〃	大阪支店設置
	12月	横浜生糸取引所商品仲買人登録
昭和41年	6月	京都支店設置
	8月	大阪砂糖取引所商品仲買人登録
昭和42年	9月	下関の北辰商品株式会社と東京北辰商品株式会社（資本金5,000万円）と合併 商号：北辰商品株式会社 本店：東京都中央区日本橋茅場町 資本金：1億円 仲買人登録：東京穀物商品、東京砂糖、東京繊維商品、東京ゴム、前橋乾繭、横浜生糸、名古屋穀物商品、名古屋繊維、大阪穀物各取引所（加入取引所の増加） 営業店舗の増設：名古屋支店、新宿支店、仙台支店、前橋営業所（前橋支店に変更）
昭和44年	11月	資本金1億2,000万円に増資
昭和46年	1月	商品取引所法の改正に伴い、商品取引員として許可
昭和48年	4月	金沢営業所設置
	9月	資本金1億6,000万円に増資
昭和50年	12月	本店を日本橋茅場町より現在の港区西麻布に移転
昭和52年	5月	資本金を2億5,600万円に増資 〃 3億2,000万円に増資
昭和57年	3月	東京金取引所商品取引員許可
昭和59年	10月	大阪繊維取引所（大阪三品、大阪化繊統合）の商品取引員許可
	11月	熊本支店設置
	〃	東京工業品取引所（東金、東ゴ、東繊統合）の商品取引員許可
昭和60年	8月	三井物産「ロンドン渡し貴金属地金取引」の代理店となる
昭和61年	1月	神戸ゴム取引所商品取引員許可
	〃	米国 FIA（先物取引業協会）国際会員加入
昭和63年	7月	貴金属先物市場の一般受託に関して日商岩井㈱と業務提携する

年	月	概 要
昭和63年	8月	資本金4億円に増資
	12月	神戸生糸取引所商品取引員許可
平成元年	5月	資本金4億4,000万円に増資
平成3年	4月	「日本商品ファンド業協会」に加入
	5月	社団法人「日本商品取引員協会」に加入
	〃	資本金5億600万円に増資
平成5年	4月	商品ファンド販売業者の協議法人に認定される
	12月	資本金10億1,200万円に増資
平成7年	1月	神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場商品取引員許可
平成8年	7月	金融先物取引業者の免許取得
	9月	社団法人「金融先物取引業協会」に加入
平成9年	4月	東京工業品取引所アルミニウム市場商品取引員許可
	6月	北九州支店廃止
	11月	新宿支店廃止
平成10年	1月	神戸支店廃止
	2月	当社オリジナルブランドのプラチナ・純金積立「わくわくプラン」販売開始
	6月	資本金15億1,200万円に増資
	12月	中部商品取引所・大阪商品取引所・関西商品取引所の会員脱退
	〃	関門商品取引所の受託業務廃止
平成11年	2月	東京工業品取引所実物会員を脱退（金実物取引廃止に伴う）
	6月	東京工業品取引所の石油市場（ガソリン・灯油）受託会員許可
	7月	商品ファンド「四天王」販売開始（当社、カネツ商事、オリンピック・ゴールド、北辰物産の計4社）
	12月	「ワールド・マーケット・セクション」設置、外国為替取引（「北辰FX取引」）開始
平成12年	2月	東京工業品取引所の綿糸市場受託業務廃止（上場廃止の為）
	4月	横浜連絡所廃止
	5月	横浜商品取引所に繭糸市場（国際生糸追加上場）商品取引員許可
	6月	日本橋支店開設
平成13年	9月	東京工業品取引所に原油上場（石油市場に追加上場）
	10月	東京穀物商品取引所に大豆ミール上場（農産物市場に追加上場）
	11月	商品取引員許可更新 中部商品取引所の石油市場受託会員加入
平成14年	1月	豊橋営業所を支店に昇格
	7月	新宿支店開設

平成14年	8月	金沢営業所廃止	
	9月	ネット取引（eFX）スタート	
	10月	豊橋支店、宮崎支店廃止	
平成15年	3月	前橋支店廃止	
	12月	仙台支店廃止	
平成16年	3月	広島支店・熊本支店廃止	
	7月	金沢支店開設	
	8月	北海道支店廃止	
平成17年	3月	資本金18億1,200万円に増資	
	4月	商品取引員許可 新宿支店・金沢支店廃止	
	5月	京都支店・名古屋支店廃止	
	6月	FX事業部を分社化（新会社名：㈱マネーパートナーズ） ㈱マネーパートナーズの全株式を楽天ストラテジックパートナーズ㈱と RSファンド㈱に売却	
	7月	日本橋支店を廃止	

③会社の目的

当社は次の事業を営むことを目的とする。

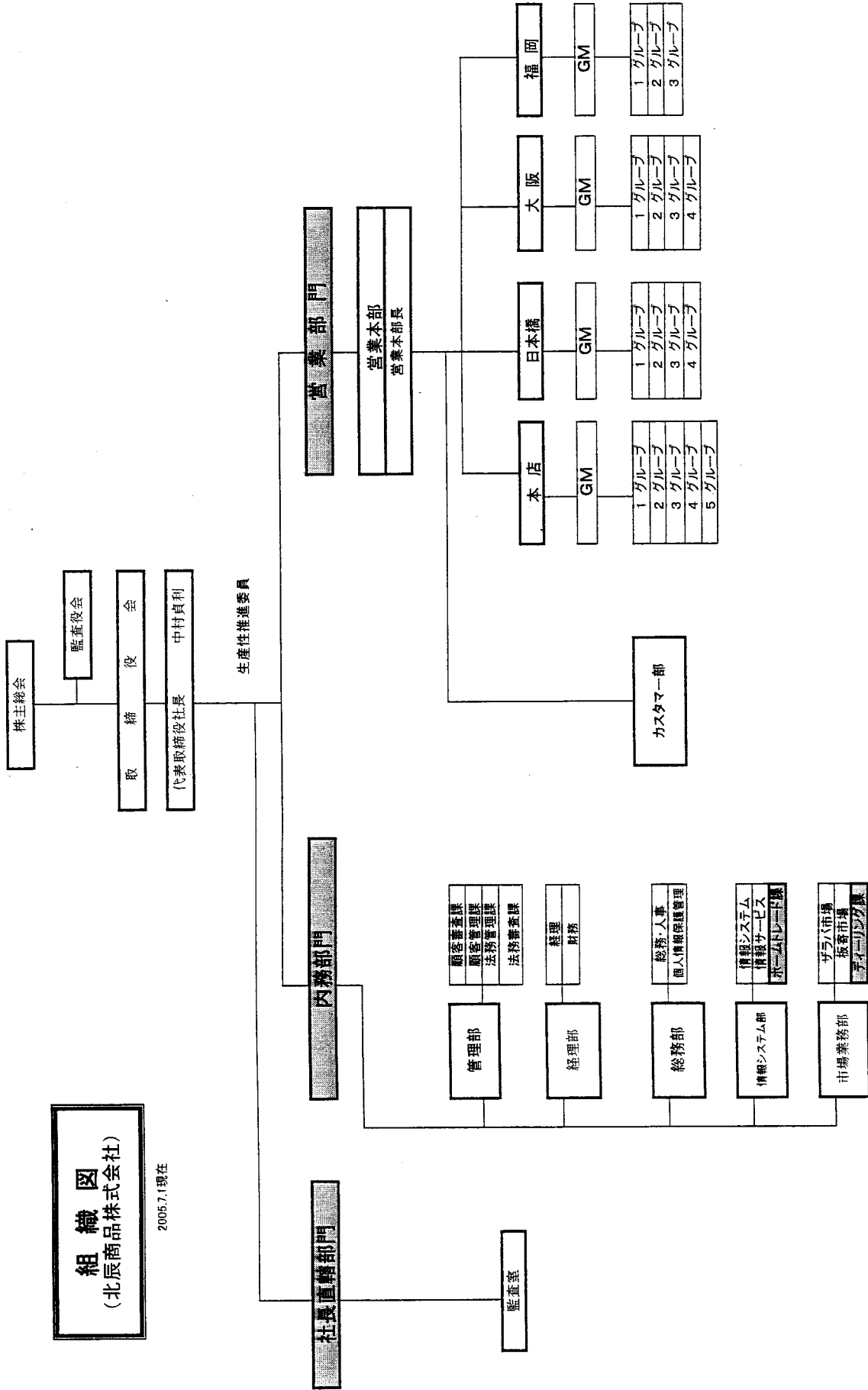
1. 商品取引所法に基づく先物取引およびこれに付随する一切の業務。
2. 貴金属、非鉄金属、鉄鋼の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務。
3. 有価証券の取引。
4. 輸入原油の精製、加工。
5. 建築用木材の輸入、加工。
6. 生牛、生豚および飼料の輸入、販売。
7. 菜種、亜麻の種の搾油、精製。
8. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問および販売業務。
9. 金融先物取引業およびこれに付随する業務。
10. 外国為替取引とその受託に係る一切の業務。
11. 上記各号に付帯関連する一切の業務。

(注) 上記のうち _____ 線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容
 (1) 経営組織
 当社の経営組織は、次のとおりです。

組織図 (北辰商品株式会社)

2005.7.1現在



(2) 業務の内容

当社は商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（現物先物取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引及び先物オプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ、商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 126 条 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第 1 種商品取引受託業」の許可を受けております。

（許可番号：農林水産省「指令 1 3 総合第 3486 号、経済産業省「平成 1 3 ・ 1 1 ・ 2 0 商第 28 号」）

取引所	市場名	ゴム	貴金属	石油	アルミニウム	農産物	砂糖	繭糸	上場商品 (構成物品)
東京工業品取引所		○							ゴム
			○						金、銀、白金、パラジウム、金オプション
				○					ガソリン、灯油、原油、軽油
					○				アルミニウム
東京穀物商品取引所						○			小豆、とうもろこし、大豆ミール、輸入大豆オプション、とうもろこしオプション、一般大豆、NON-GMO 大豆、アラビカコーヒー、ロブスターコーヒー
							○		粗糖、精糖、粗糖オプション
横浜商品取引所						○	○		食用馬鈴薯、生糸、国際生糸、野菜
中部商品取引所				○					ガソリン、灯油、軽油
4 取引所									

○は受託業務 ●は取次業務

ロ、商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場と下記の商品市場において行っております。

福岡商品取引所 農産物市場（輸入大豆、小豆、とうもろこし）、砂糖市場（粗糖）

(b) 従たる業務

当該事項はありません。

⑤営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都港区西麻布3丁目2番1号	03-3403-3111
日本橋支店	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目39番5号	03-3667-8377
新宿支店	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号	03-5323-8251
名古屋支店	名古屋市中区錦1丁目13番19号	052-221-6981
金沢支店	石川県金沢市広岡2丁目13番33号KRビル7階	076-234-5201
京都支店	京都市下京区烏丸通五條下る大坂町400-1	075-361-2141
大阪支店	大阪市中央区南船場2丁目3番6号	06-6264-6251
福岡支店	福岡市中央区天神4丁目1番9号	092-751-4544

*平成17年4月30日に新宿支店・金沢支店を廃止。

*平成17年5月31日に名古屋支店・京都支店を廃止。

*平成17年7月31日に日本橋支店を廃止。

⑥財務の概要（平成17年3月決算）

(a) 資本金	1,812,000 千円
(b) 純資産額 *1	2,979,685 千円
(c) 必要純資産額 *2	1,696,000 千円
(d) 総資産額	21,624,850 千円
(e) 営業収益	6,320,505 千円
(うち、受取委託手数料)	(5,815,444 千円)
(f) 経常損失	174,742 千円
(g) 当期純損失	680,651 千円

*1 純資産額の算定方式は、総資産額－負債総額＋商品取引責任準備金となっております。

*2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 3,624,000 株 (平成17年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名 (上位 10名)

氏名又は名称	所有 株式数	発行株式総数に対する 所有株式数の割合
北辰不動産(株)	1,767,056 株	48.7 %
伊藤 博幸	300,000	8.2
水島 正一	300,000	8.2
北辰物産(株)	280,000	7.7
網谷 宏子	250,000	6.8
網谷 充弘	174,277	4.8
社員持株会	78,315	2.1
中村 貞利	60,000	1.6
菊池 良弘	60,000	1.6
芦村 辰弥	50,000	1.3
鋳持 宏昭	50,000	1.3
計	3,369,648	92.9

⑨役員 の 状 況

2 - 1

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 社 長	伊藤博幸 昭和24年11月22日	300,000
専務取締役	中村貞利 昭和24年7月21日	60,000
専務取締役	菊池良弘 昭和27年3月23日	60,000
専務取締役	芦村辰弥 昭和34年1月24日	50,000
常務取締役	沼野龍男 昭和15年7月1日	4,600
取締役	水島正一 昭和17年4月9日	300,000

⑨役員 の 状 況

2 - 2

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
取締役	北内妙子 昭和3年2月6日	—
取締役	網谷充弘 昭和31年6月2日	174,277
監査役	長嶋敏彦 昭和14年11月30日	7,400
監査役 (社外)	富田正樹 昭和36年10月9日	10,000
監査役 (社外)	福納敏郎 昭和22年9月5日	—
計	11名	966,277

⑩従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従業員数	301人	246人	55人	188人	113人
平均年齢	33.2才	34.2才	28.2才	30.6才	36.4才
平均勤続年数	4.4年	4.7年	4.1年	2.9年	7.3年
外務員数	192人	174人	18人	—	—

2. 営業の状況

①営業方針

平成 17 年は当商品先物取引業界にとって大きな変革の年となります。

手数料の完全自由化、個人情報保護法の全面施行、商品取引所法改正、さらには 7 月金融庁による FX 規制開始、「投資サービス法」による商品先物管轄への動きは総じて従来の商品取引員の経営姿勢並びに営業姿勢の見直しを図らなければならなくなり、まさに企業の真価がとわれる時代がやってきました。

経営の立場からみると、非常に厳しい時代に入る事は否めません。

手数料の完全自由化に伴い商品取引員間の競争激化が予想され、また商品取引所法の改正により、勧誘方法に様々な制約を受けコストアップにつながる等、営業活動に少なからず影響を及ぼす事でしょう。また、純資産規制比率や自己資本規制比率に対する財務体質の早期の適正化にも全力を挙げて取り組まなければなりません。

しかし、決して負の話ばかりではありません。今回の一連の業界の動きは「投資家＝顧客」へのサービス競争やマーケットの健全化を一挙に推進し、従来の「不透明でマイナーなイメージ」からメジャー化してゆくという大きな可能性を秘めているビジネスチャンでもあるでしょう。

北辰商品は創立以来 46 年、お客様との深い信頼関係を絆に、自由主義・市場経済を体現し、人類の英知とも言われる商品先物市場の担い手として「お客様の資産運用のお手伝いを通じて豊かな未来を創造して行く」という理念の下努力を重ねてまいりました。今後も「お客様と共に生き共に栄える」を合言葉に、さらにお客様の様々なニーズにお応えし、信頼と満足を頂く為に価値あるサービスの充実に社員一同邁進してまいる所存です。

そこで、平成 17 年度は“Confidential Company 北辰”の確立をコーポレートビジョンとして打ち出し、お客様からの信頼感の向上の為、コンプライアンス体制の整備・強化および社員教育の徹底により、営業姿勢の適正化に注力して行きます。

北辰商品は、「お客様と共に生き共に栄える」という新理念の下、コンフィデンシャル・カンパニーとして、商品先物のみならず投資、投機、資金運用調達、会計等々、経済全般の情報提供、地域コミュニティの情報発信基地となり地域社会に貢献することに努め、企業価値を永続的に高めてまいります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期のわが国経済は、年度前半は、ほぼゼロ成長にとどまり10月から12月期は新潟県中越地震などの自然災害や暖冬の影響で個人消費や設備投資が落ち込み景気減速が明確化しました。しかしながら、年明け以降はその反動もあって内閣府の発表によります1月～3月期の実質GDP（国内総生産）は、前期比年率で5.3%増と高い伸びとなりました。また、同時に発表された実質成長率は前年度比1.9%増となりました。このように景気は緩やかな回復基調を保ったまま、来期に景況判断を預けるかたちとなりました。

世界経済は、米国の経常赤字が7～9月期にGDP比マイナス5.6%に達したことから、その拡大に対する懸念で、大きなドル減価となり、米国景気は減速しましたが、ユーロ圏12カ国の経済は、1～3月期GDP（域内総生産）は実質0.5%成長となりました。また、中国経済の成長持続等、世界的には景気回復が進みました。

一方、商品先物取引業界は、全国7取引所の売買高が、前年度比13.6%減の1億3,467万枚で、7期連続の出来高更新はなりませんでしたが、5期連続で1億枚を超えました。商品市場別では、水産物（37.4%増）と石油（2.4%増）が、前年度を上回りましたが他の市場は前年度を大きく下回りました。取引所別では中部商品取引所だけが前年度を上回りました。シェアは東京工業品取引所が50.6%、中部商品取引所が24.6%、東京穀物商品取引所が18.0%となっております。新規上場商品につきましては、中部商品取引所に、「軽油」、東京工業品取引所に「金先物オプション」、横浜商品取引所において「野菜先物（野菜バスケット）」が上場されました。また、4月に改正商品取引所法が成立、12月には改正金融先物取引法成立、そして1月には商品先物の手数料が完全自由化となり商品先物取引業界は新たな一步を踏み出すことになりました。

このような状況下、当期は改正商品取引所法が公布され、平成17年5月からの施行に伴いまして事業構造の変革を求められることとなりました。特に営業形態の抜本的改革と財務内容の向上を早急の課題として取り組んでまいりました。

2. 営業の状況

③営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

改正商品取引所法の行為規制の強化に備えビジネスモデルの変更を前倒して実施した結果、委託売買高で3,215,878枚（前期比11.2%減）、受取手数料において商品先物取引49億7,721万円（前期比28.1%減）となりました。一方、外国為替証拠金取引については8億3,807万円（前期比24.5%増）の計上となりました。

(2) 売買損益

ディーリング部門の組織強化を図り収益の向上に取り組んでまいりましたが、繭糸市場、貴金属市場、アルミ市場において損失の計上となりました結果、6,084万円（前期比67%減）となりました。一方、外国為替証拠金取引については5億285万円（前期比328.4%増）と飛躍的に増加いたしました。

以上の結果、当期の営業収益は63億2,050万円（前期比20%減）となりました。利益面におきましては、営業損失が1億2,949万円、経常損失が1億7,474万円（前期は6億108万円の利益）となりました。さらに、特別損失2億9,824万円等を計上した結果、当期純損失は6億8,065万円（前期は1億7,438万円の利益）となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別	第 4 7 期 (自 平成16年4月 1日) (至 平成17年3月31日)
商品市場	
商品先物取引	
農産物市場	751,309
砂糖市場	5,341
繭糸市場	529
ゴム市場	39,049
貴金属市場	626,161
石油市場	3,551,900
アルミ市場	2,926
小 計	4,977,216
外国為替証拠金取引	838,079
商品ファンド取引	148
合 計	5,815,444

- (注) 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場	期別	第47期
		(自平成16年4月1日) (至平成17年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		127,766
砂糖市場		11,472
繭糸市場		△606
ゴム市場		54,938
貴金属市場		△435,385
石油市場		310,391
アルミ市場		△7,728
小計		60,848
外国為替証拠金取引		502,850
商品売買損益		△58,637
合計		505,061

- (注) 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。
 2. △はマイナスを表示しております。
 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場	期別及び内訳	第47期		
		(自平成16年4月1日) (至平成17年3月31日)		
		委託	自己	合計
農産物市場		349,840	483,327	833,167
砂糖市場		1,792	1,562	3,354
繭糸市場		256	2,400	2,656
ゴム市場		23,431	8,210	31,641
貴金属市場		217,175	119,136	336,311
石油市場		2,621,597	2,031,161	4,652,758
アルミ市場		1,787	778	2,565
合計		3,215,878	2,646,574	5,862,452

- (注) 売買高には、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

2005年の日本経済の展望は、成長ペースにおいて2004年度の1.9%増より減速するが、2005年度後半は企業の生産活動が上向くであろうという予断がなされます。

商品取引業界では、2005年5月に改正商品取引法が施行されることとなります。この法律で商品取引員に対する行為規制の見直しとして、徹底事項、義務事項、禁止行為の規定等が明文化されております。また、4月から施行されます個人情報保護法は、膨大な個人情報を取り扱う事業者としての商品取引員にとっても遵守すべき法律であります。

当社におきましては、遵法精神に則って、まず、お客様へのサービスを一層充実化していきたいと考えております。つぎに事業組織を凝縮いたしまして柔軟で機動的な会社へとスピーディーに生まれ変わることが課題と考えております。

具体的には、以下の5項目を次期の経営方針として掲げ、断行してまいります。

- (1) ビジネスモデルの抜本的な改革
- (2) リテール部門におけるコンプライアンスの重視、カスタマーコンフィデンスの向上
- (3) ディーリング部門の人材育成、組織体制の強化・拡大
- (4) オンライントレード部門の組織体制の強化、顧客預り資産・収益の拡大
- (5) 委託手数料完全自由化を受けた受託業務収支改善のための適正規模・適正費用の実現

前年度同様、お客様ならびに社内外の大勢の方から信頼を得ることができるよう、北辰創業47年の老舗の伝統と改革への挑戦を礎に邁進してまいり所存であります。

経組一4 受託業務管理規則

北辰商品株式会社

受託業務管理規則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、委託者の保護育成を図ることにより商品先物取引の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

第2章 管理組織

(制定及び改正)

第 2 条 この規則の制定及び改正は、受託業務に係る経営上の責任を明確にするため、取締役会の決議を経て行う。

(総括責任者及び統括責任者)

第 3 条 受託業務を総括する総括責任者は、管理部担当役員管理本部長をもってこれに当て、また執行役員管理部長が統括責任者に当たる。総括及び統括本部を補佐するため本社管理部長が日々の業務を報告することとする。

(管理責任者及び管理担当者)

第 4 条 この規則を遵守遂行するため主として管理部門がこれに当たり、本店、北海道支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店の管理部の責任者が管理責任者となり、顧客の適格性を審査する。また社内監査を行い営業部業務を監督する。

第3章 適格性の審査

(不適格者)

第 5 条 顧客が次に掲げる不適格者に該当することが判明したときは、一切の勧誘及び受託は行わない。

- (1) 25歳未満の若年者及び70歳以上の高齢者 但し、第6条の(1)に該当する者は除く
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
- (3) 恩給、年金、退職金、社会保険給付等により主として生計を維持し、余裕資金を持たない者
- (4) 一定の所得を有しない者。但し第6条の(2)に該当する者は除く
- (5) 母子家庭及び生活保護法被適用者

- (6) 長期入院患者等随時連絡が取れない者及び自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (7) 公金取扱者「農業・漁業等の共同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵便局等金融機関に勤める者及び公共団体等の公金出納取扱者並びに、一般企業において経理等で金銭、有価証券等を取り扱う部署に勤務する者
- (8) その他商品先物取引を行う適格性に欠けると認められる者

(不適格者に準じる顧客)

第 6 条 顧客が不適格者に準じる者と判明したときは、勧誘は行わない。ただし、本人から取引を行いたい旨の書面及び資産を証明する書面の提出があり、統括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り受託を行うことが出来る。

- (1) 70歳以上の高齢者でも、企業の経営者、役員、医師、弁護士、会計士等で理解度が相当高いと認められる職業、職種、役職等が明確な者
- (2) 一定の所得または一定の職業を有しないが流動資産を株式の信用、株式の指数、金融先物、商品先物取引、ファンド等で運用を行っている者

(見込み客カードの作成)

第 7 条 外務員は顧客が見込みになった段階で見込み客カードを作成すること。

- 2 管理部は見込み客カードを審査し、勧誘継続の適否を判断すること。
- 3 管理部は第 2 項の審査において、顧客状況の把握が必要な場合は、直接電話確認を行い、状況把握が出来ない場合は、以後の勧誘を禁止する。また、確認した情報等については、見込み客カードに記録する。

(口座開設申込書)

第 8 条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加を目指すため約諾書の差し入れを受ける前に、顧客情報を適格に把握するための口座開設申込書兼顧客カードを顧客から徴収する。

- 2 口座開設申込書は全項目を顧客自身に記入させ、自署、押印を受けること。
- 3 口座開設申込書の項目に記入する事項がない場合には無職、該当なし等記入させ、記入漏れがある場合には一切受託しない。

(適格性の審査)

第 9 条 口座開設書兼顧客カードに基づき管理責任者が商品先物取引の仕

- 組み、危険性、追証、損益計算、決済の方法等の理解度及び取引は自己の責任、意思で行うことを電話か訪問で確認し、受託の審査を行い、管理責任者の適否の判断があるまで約諾書の徴収を禁止する。
- 2 前項の口座開設申込書兼顧客カードに基づき当該委託者に対して取引に関する理解度についてのアンケートを契約後実施し審査する。
 - 3 第1項の審査による管理責任者の承認があるまでは、証拠金の受入れ及び売買の受注を受けてはならない。
 - 4 第1項での確認事項は記録に残すこと。

第4章 契約時の説明

(勧誘の際の説明義務)

- 第10条 委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、危険開示告知書、委託のガイド、及びガイドの補足資料等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ、上場商品に関する知識並びに情報収集の方法等の基本的知識について説明しその投機的本質について危険開示を行うとともに、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。
- 2 第1項の説明については、当該顧客より説明を受けた旨の書面の差し入れを受けることとする。

第5章 取引意思の確認

(業務日誌)

- 第11条 顧客及び委託者に対する勧誘並びに受託に関する接触は、見込み客カード、業務日誌及び管理者日誌に記載することとする。
- 2 売買注文を受託した際には、その受注日時及び場所、受注内容等について業務日誌、管理者日誌に明確に記録することとする。

第6章 委託本証拠金の預託

(委託本証拠金の額)

- 第12条 委託者より当社が預託を受ける委託本証拠金の額は、各取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。
- 2 委託証拠金の管理責任者は、管理本部の部長職とし、また委託者への通知は3年以上保管するものとする。

第7章 未経験者等の取引に係る管理

(取引未経験者)

第13条 当社又は他の商品取引員において商品先物取引を3カ月以上取引したことがあり、売買報告書等の書面を徴収し、3カ月以上の経験を証明できる者以外は、未経験者として扱う。

(委託者の保護育成措置)

第14条 商品先物市場に参加するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物未経験者については3カ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第10条の説明を行うことにより商品先物取引についての理解と認識を求めること
 - (2) 取引にあたっては、特に委託追証拠金及び損失の発生についての理解を求め、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること
- 2 未経験者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の範囲において受託を行うよう、次のことを遵守することとする。
- (1) 未経験者に係る委託本証拠金の預託は500万円か委託者が自筆で申告した投資運用額の70%の少ない方とする
 - (2) 当該委託者から上記(1)の枠を越える要請があった場合には、委託者から投資運用額を変更し、新たに設定することの自筆の申出書を徴収し管理責任者が委託者に確認する。その報告をもとに統括責任者が審査を行いその適否について判断し妥当と認められる範囲内において受託するものとし、その審査結果は、書面にて記録を残すこと
 - (3) 未経験者は習熟期間に於ける利益金を建玉をするための委託本証拠金への振替は禁止する。但し、委託追証拠金、委託臨時増証拠金、委託定時増証拠金に充当する場合はその限りではない
- 3 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、習熟期間該当委託者については定期的に売買取引状況報告書を本社の統括責任者が作成し、過大な売買と判断される場合には委託者ごとの売買取引状況調書を作成し、これを精査し、営業部門及び管理責任者に適切な委託者管理を行うよう指示するものとする。

第8章 不正資金の流入防止

(不正資金の流入防止措置)

- 第15条 公金出納取扱い者、金融機関及び企業で他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者は第5条で不適格者とし、勧誘を禁止する。
- 2 委託者の身分を明確にするため、運転免許証、健康保険証、住民票等の写しを契約時に徴収し、本人であることを確認すること。
 - 3 委託者の年齢、職業、年収、流動資産等の状況から入金累計額が過大と判断されることとなった場合には、管理責任者が委託者に電話が訪問し、取引の縮小を要請すること。

第9章 建玉制限等

(建玉制限)

- 第16条 委託者の建玉については、取引所の市場管理規則の遵守について委託者の理解を得、制限があることを説明すること。

第10章 疑義等の解明努力

(周知と解明)

- 第17条 本社、北海道支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店に管理部を設置していることを委託者に周知し、また委託者からの疑義の解明に努力すること。

第11章 雑 則

(受託業務における禁止行為)

- 第18条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。また本規則に定めたところにより勧誘、受託を行わなければならない。

(違反者に対する懲戒)

- 第19条 前条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、別に定める規定に従い懲戒する。
- 2 顧客が記入すべき書類について、外務員が記入したことが判明した場合には、当該外務員を営業部より外すこと。
 - 3 外務員が委託者との間において、不適切な行為を行った場合及び本

規則に反した者は別途定める規程に従い懲戒する。

(広告、宣伝に係る管理)

第20条 印刷物、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、実施に先立って社内審査を行うものとする。

(日商協への届出)

第21条 本管理規則は、日商協へ届け出てその承認を受けるとともに、その写しを提出するものとする。これを変更したときも同様とする。

附 則

(施 行)

- | | | | |
|-----|------------|----|-------------|
| 第1条 | 本規則は、平成10年 | 9月 | 1日より実施する。 |
| 第2条 | 本規則は、平成12年 | 4月 | 1日より改正実施する。 |
| 第3条 | 本規則は、平成14年 | 1月 | 4日より改正実施する。 |
| 第4条 | 本規則は、平成15年 | 4月 | 1日より改正実施する。 |
| 第5条 | 本規則は、平成15年 | 6月 | 6日より改正実施する。 |

⑥外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
230名	60名	141名	149名

(内務社員登録者を除く)

⑦委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,318名	1,496名	1,321名

⑧苦情・紛争に関する事項

当社では、本社及び統括店に管理部を設置し、苦情や相談等を受付て対応しております。管理部門の報告、連絡、相談を密にし、営業部門に対するチェック指導を強化し苦情等の未然防止に努め、また申出があった場合には直ちに詳細な調査を実施して適切な処理を行っております。

(1) 平成16年度中の受付件数及び処理の結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	1			
取引に係るもの	18	13	1		4
取引終了時に係るもの	3	2		1	
その他に係るもの					
合 計	22	16	1	1	4

- (注) 1. 「苦情」は受託業務に関し、委託者等が当社及び日商協に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛 争 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	10	6			4
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合 計	10	6			4

- (注) 1. 「紛争」とは受託業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協あっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

(2) 申出内容と処理概要

○申出日	平成15年 9月 8日		
	申出事由なし	平成16年3月29日	弁護士から辞任通知
○申出日	平成15年12月16日		
	無断売買	平成16年 1月20日	無断売買の交渉打切
○申出日	平成16年 1月19日		
	一任売買	平成16年 2月11日	交渉打切
○申出日	平成16年 4月 5日		
	過当勧誘	平成17年 2月 9日	自主和解
○申出日	平成16年 4月 8日		
	過当勧誘	平成16年 8月31日	自主解決
○申出日	平成16年 5月21日		
	過当売買	平成 年 月 日	処理中
○申出日	平成16年 5月31日		
	説明不足	平成16年 6月 1日	建玉決済
○申出日	平成16年 6月 1日		
	無断売買	平成17年 2月 3日	斡旋和解
○申出日	平成16年 6月 3日		
	過当売買	平成16年12月 8日	自主解決
○申出日	平成16年 6月14日		
	仕切回避	平成17年 2月 2日	斡旋仕切
○申出日	平成16年 6月15日		
	仕切回避	平成16年 6月15日	ストップ ^o で一部不成立で打切
○申出日	平成16年 6月16日		
	過当売買	平成17年2月10日	斡旋和解
○申出日	平成16年 6月21日		
	過当勧誘	平成16年11月25日	自主解決
○申出日	平成16年 7月23日		
	過当勧誘・売買	平成16年8月30日	自主和解
○申出日	平成16年 7月23日		
	無断売買・仕切回避	平成16年8月27日	自主和解
○申出日	平成16年 7月26日		
	過当売買	平成17年 3月25日	調停和解
○申出日	平成16年 8月 3日		
	証拠金処理の苦情	平成17年3月11日	斡旋和解

- 申出日 平成16年 8月 6日
システム障害による差金発生 平成16年8月6日 自主解決
- 申出日 平成16年 9月 8日
仕切回避 平成16年11月15日 自主解決
- 申出日 平成16年 9月13日
返還遅延 平成16年 9月14日 自主解決
- 申出日 平成16年 9月13日
過当勧誘・無断売買 平成 年 月 日 処理中
- 申出日 平成16年10月14日
不当勧誘 平成16年10月14日 自主解決
- 申出日 平成16年10月22日
システム障害による差金発生 平成16年10月22日 自主解決
- 申出日 平成16年10月29日
過当勧誘 平成 年 月 日 処理中
- 申出日 平成16年11月 5日
説明不足 平成16年12月13日 自主解決
- 申出日 平成16年11月25日
システム障害による差金発生 平成16年11月30日 自主解決
- 申出日 平成16年12月14日
説明不足 平成 年 月 日 処理中
- 申出日 平成16年12月20日
無断売買・仕切回避 平成 年 月 日 処理中
- 申出日 平成17年 1月21日
システム障害による差金発生 平成17年1月25日 自主解決
- 申出日 平成17年 1月27日
断定的判断 平成 年 月 日 処理中
- 申出日 平成17年 2月14日
断定的判断 平成 年 月 日 処理中
- 申出日 平成17年 2月 17日
説明義務違反 平成 年 月 日 処理中

⑨訴訟に関する事項

- (1) 平成16年度中の係争
該当なし

3. 経理の状況

北辰商品株式会社

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	18,275,995	I 流動負債	16,848,176
現金預金	4,744,742	委託者未払金	173,434
委託者未収金	419,769	短期借入金	250,000
商品	156,835	1年内償還予定社債	430,000
前払費用	64,348	未払法人税等	179,638
保管有価証券	618,958	預り委託証拠金	3,513,141
差入保証金	6,962,084	未払金	100,565
商品取引責任準備預託金	784,199	預り金	12,111,853
委託者先物取引差金	908,055	賞与引当金	37,395
繰延税金資産	76,716	その他	52,149
未収入金	3,629,347	II 固定負債	1,796,987
その他	56,149	社債	1,155,000
貸倒引当金	△145,212	長期借入金	400,000
II 固定資産	3,348,854	退職給付引当金	241,987
1. 有形固定資産	218,615	III 引当金	784,199
建物	81,092	商品取引責任準備金	784,199
構築物	8,011	負債の部合計	19,429,364
器具及び備品	47,811		
土地	81,700	(資本の部)	
2. 無形固定資産	90,052	I 資本金	1,812,000
営業権	31,856	II 利益剰余金	416,824
電話加入権	30,927	利益準備金	378,000
ソフトウェア	27,268	任意積立金	715,000
3. 投資その他の資産	3,040,186	配当積立金	200,000
投資有価証券	1,031,122	退職積立金	40,000
出資	57,100	別途積立金	475,000
長期未収債権	212,101	当期未処理損失	△676,175
長期差入保証金	1,480,953	III 株式等評価差額金	△33,339
長期貸付金	61,700	その他有価証券評価差額金	△33,339
長期前払費用	10,289	資本の部合計	2,195,485
繰延税金資産	436,522	負債・資本合計	21,624,850
その他	7,375		
貸倒引当金	△256,979		
資産合計	21,624,850		

② 損益計算書

損 益 計 算 書

(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
経 常 損 の 部	営業収益		6,320,505
	受取手数料	5,815,444	
	売買損益	505,061	
	営業費用		6,450,000
	販売費及び一般管理費	6,450,000	
	営業損失		129,494
益 の 外 損 益 の 部	営業外収益		81,084
	受取利息	14,558	
	受取配当金	3,914	
	その他の営業外収益	62,611	
	営業外費用		126,332
	支払利息	72,018	
	支払手数料	29,047	
	金利スワップ評価損 その他の営業外費用	21,309 3,957	
	経常損失		174,742
特 別 損 益 の 部	特別損失		298,246
	商品取引責任準備金繰入額	146,241	
	役員退職金	93,000	
	退職給付会計基準変更時差異償却	58,380	
	その他の特別損失	625	
	税引前当期純損失		472,989
	法人税、住民税及び事業税	9,452	
	過年度法人税、住民税及び事業税	148,659	
	法人税等調整額	49,549	207,662
	当期純損失		680,651
	前期繰越利益		4,476
	当期末処理損失		676,175

③ 重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的債券
償却原価法

②その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

③保管有価証券は商品取引所法施行規則第7条の規程により商品取引所が定めた
充用価格によっており、主な有価証券の価格は次の通りであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債 (上場銘柄)	額面金額の65%
転換社債 (上場銘柄)	額面金額の50%
株券 (一部上場銘柄)	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

(2) たな卸資産

移動平均法による原価法

(3) デリバティブ取引

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、
定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に
規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法を採用しております。

② 貸倒懸念債権および破産更生債権

財務内容評価法を採用しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき金額を計上しており、その計上基準は支給見込額の当期対応負担額であります。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(291,903千円)については、5年による均等額を費用処理しております。

①年金資産控除前退職給付債務	454,299千円
②年金資産	153,931千円
③未認識変更時差異	58,380千円
差引退職給付引当金(①-②-③)	241,987千円

(4) 商品取引責任準備金

商品取引事故の損失に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

4. 営業収益の計上基準

(1) 受取手数料

① 商品先物取引

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

② オプション取引

委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

③ 商品ファンド取引

取引成立日に計上しております。

④ 外国為替証拠金取引

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

(2) 売買損益

①商品先物取引および外国為替証拠金取引決済損益

取引を転売または買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

②商品現物取引

取引成立日に計上しております。

③商品先物取引および外国為替証拠金取引評価損益

取引を時価評価したときに計上しております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

追 加 情 報

(外形標準課税制度の導入)

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する営業年度より外形標準課税制度が導入されたことにともない、当期より「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)にしたがい、法人事業税の付加価値割および資本割21,309千円を販売費および一般管理費に計上しております。

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 支配株主に対する長期金銭債権 787,190 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 226,640 千円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している主要な固定資産として電算機器設備及び車両があります。
4. イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

預金（定期預金）	1,100,000 千円
預金（通知預金）	270,000 千円
商品	113,390 千円
保管有価証券	12,244 千円
投資有価証券	100,608 千円
合計	1,596,242 千円

対応する債務の内訳

短期借入金	70,000 千円
長期借入金	400,000 千円
銀行保証	1,060,000 千円
合計	1,530,000 千円

ロ. 預託資産

取引証拠金等として次の資産を商品取引所へ預託しております。

現金	178,600 千円
商品	21,587 千円
保管有価証券	500,861 千円
投資有価証券	104,192 千円
合計	805,241 千円

うち、長期受託業務保証金として

現金	62,250 千円
----	-----------

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第136条の15の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は、次のとおりであります。

預金（普通預金）	730,000 千円
保管有価証券	52,817 千円
合計	782,817 千円

なお、分離保管に代えて銀行等の保証を受けている金額は 1,200,000千円であります。

5. 委託者未収金のうち、無担保のものは 229,535千円であります。また、発生から1年を経過しているものは 201,411千円であり、全額投資の部に計上しております。
6. 商品取引責任準備預託金は、商品先物取引事故に備えるため日本商品先物取引協会の定款に基づいた日本商品先物取引協会への預託金であります。

7. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委託者の売買損（売買益）相当額を、委託者に代わって取引所に立替払いした（取引所から預かった）金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。
8. 1株当たり当期純損失 224円72銭
1株当たり当期純損失の算定の基礎は次のとおりであります。

(単位：千円)

損益計算書上の当期純損失	680,651
普通株式の期中平均株式数	3,028,931株

(損益計算書関係)

1. 支配株主との取引高

(1) 販売費及び一般管理費	384,459千円
(2) 営業外費用	8,511千円

2. 受取手数料の内訳

商品先物取引	4,977,216千円
外国為替証拠金取引	838,079千円
商品ファンド取引	148千円
合計	5,815,444千円

3. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	62,395千円
商品先物評価損益	△1,547千円
外国為替決済損益	1,043,972千円
外国為替評価損益	△541,121千円
商品売買損益	△58,637千円
合計	505,061千円

⑤ 損失処理計算書

北辰商品株式会社

損失処理計算書〔株主総会承認日〕
〔平成17年6月28日〕

(単位:千円)

科 目	金 額
I 当期未処理損失	676,175
II 損失処理額	
1. 配当積立金取崩額	200,000
2. 退職積立金取崩額	40,000
3. 別途積立金取崩額	475,000
合 計	715,000
III 次期繰越利益金	38,824

⑥ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率〔純資産額／必要純資産額×100〕	176 %
(b) 自己資本資本金比率〔自己資本／資本金×100〕	121 %
(c) 自己資本比率〔自己資本／総資本×100〕	10 %
(d) 修正自己資本比率〔自己資本／(総資産額－委託者に係る取引所預託金－分離保管預託額)×100〕 *1	11 %
(e) 当座性資金等比率〔当座性資金等／流動負債額×100〕	104 %
(f) 委託者未収金比率〔委託者未収金／純資産額×100〕	21 %
(g) 借入金比率〔(借入金＋借入有価証券＋社債)／総資産額×100〕	10 %
(h) 経常収支率〔経常収益／経常費用×100〕	97 %
(i) 負債比率〔負債合計額／純資産額×100〕	626 %
(j) 流動比率〔流動資産額／流動負債額×100〕	111 %
(k) 委託手数料収益比率〔委託手数料／経常収益×100〕	91 %
(l) 自己売買収益比率〔自己売買収益／経常収益×100〕	8 %

*1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

添付資料

「受託業務管理規則」（平成17年6月1日現在）

經組一4 受託業務管理規則

北辰商品株式会社

受託業務管理規則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、委託者の保護育成を図ることにより商品先物取引の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

第2章 管理組織

(制定及び改正)

第 2 条 この規則の制定及び改正は、受託業務に係る経営上の責任を明確にするため、取締役会の決議を経て行う。

(総括責任者及び統括責任者)

第 3 条 受託業務を総括する総括責任者は、本社管理部担当取締役ないしは取締役に準ずる者をもってこれに当て、また各店の管理部管理部長が統括責任者に当たる。尚、総括及び統括責任者を補佐するため、各支店の管理部員は日々の業務を報告する事とする。又、管理部員は他部署を兼任してはならない。

(管理責任者及び管理担当者)

第 4 条 この規則を遵守遂行するため主として管理部門がこれに当たり、本社、日本橋支店、大阪支店、福岡支店の管理部の統括責任者は管理責任者の報告を受け、顧客の適合性を審査し、取引内容を精査する。また社内監査では、監査室を補佐することができる。

第3章 適合性の審査

(不適合者)

第 5 条 顧客が次に掲げる不適合者に該当することが判明したときは、一切の勧誘は行わない。

- (1) 25歳未満の若年者及び70歳以上の高齢者に対する勧誘。
但し、70歳以上75歳以下でも企業の経営者、役員、弁護士、医師、会計士等で社会的に見ても商品先物取引の理解度が高いと認められる職業、職種、役職等が客観的に明確であり、統括責任者が面談の上、適合性があると認めた者は除く
- (2) 未成年、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及

- び認知障害の認められる者に対する勧誘
- (3) 恩給、年金、退職金、社会保険給付等により主として生計を維持し、その収入が収入全体の過半を占めて余裕資金を持たない者及び主婦等で家事に専従し一定の収入がない者に対する勧誘
 - (4) 一定の所得（年収500万円以上）を有しない者に対する勧誘
 - (5) 生活保護法被適用者及びそれに属する者に対する勧誘
 - (6) 長期入院患者等随時連絡が取れない者及び自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者に対する勧誘
 - (7) 公金取扱い者『農業・漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵便局等金融機関に勤める者及び公共団体等の公金出納取扱い者並びに、一般企業において経理等で金銭、有価証券等を取り扱う部署に勤務する者』に対する勧誘
 - (8) 破産者で復権を得ない者に対する勧誘
 - (9) 商品先物取引をするための借入れの勧誘
 - (10) 既存委託者が退職、高齢等で不適合者に準ずることとなった場合は、管理部が取引を継続する意思を確認すること

（見込客情報カードの作成）

- 第 6 条 外務員は勧誘に先立ち、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げ、更に顧客が勧誘を受ける意思があることを確認の上、業務日誌に記載し、見込客情報カードを作成し、直ちに管理部に提出すること。
- 2 管理部は見込客情報カードを審査し、勧誘継続の適否を判断すること。
 - 3 管理部は前 2 項の審査において、顧客状況の把握が必要な場合は直接電話確認を行い、状況把握が出来ない場合は、以後の勧誘を禁止する。また、確認した情報等については、見込客情報カードに記録する。外務員は管理部の審査が終わるまで再勧誘をしてはいけない。

（口座開設申込書）

- 第 7 条 不適合者の参入を防止するとともに、適合性の高い委託者の参加を目指すため、商品先物取引委託のガイドを交付し、商品取引所法第 217 条に基づいた説明をした後で、顧客情報を適格に把握するため口座開設申込書兼顧客カードを顧客から徴収する。ただし、この時点での約諾書の徴収は禁止する。
- 2 投資運用額は、損失を被っても生活に支障のない金額であり取引により日々変化するものであることを理解出来るように説明すること。
 - 3 口座開設申込書は全項目を顧客自身に記入させ、自署、押印を受けること。

- 4 口座開設申込書の項目に記入する事項がない場合には、該当なし等を記入させ、記入漏れがある場合には一切受託しない。
- 5 口座開設申込書を徴収した後で、説明を受け、理解した旨のアンケートを徴収すること。

(適合性の審査)

- 第 8 条 口座開設申込書を徴収した翌営業日以降に口座開設申込書兼顧客カードに基づき管理部員が商品先物取引の仕組み、危険性、追証、損益計算、決済の方法等の理解度並びに取引は自己の責任及び意思で行うことを訪問のうえ確認し、内容に違いがある場合にはその場で訂正させ理解している旨の書面を徴収する。その結果を踏まえて統括責任者が受託の審査を行い、適否の判断をする。
- 2 管理部による審査で承諾が得られる前に約諾書の差し入れを受けてはならない。
 - 3 1項の審査による統括責任者の承認及び約諾書の徴収があるまでは、証拠金の受け入れ及び売買の受注をしてはならない。
 - 4 1項での確認事項は記録に残すこと。

第 4 章 勧誘時の説明

(勧誘の告知及び説明義務)

- 第 9 条 委託の勧誘にあたっては、商品取引所法第 214 条、第 217 条、第 218 条、施行規則第 103 条、第 104 条の条文を、商品先物取引委託のガイドで説明する。また受託契約準則、補足資料等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ、上場商品に関する知識並びに情報収集の方法等の基本的知識について説明し、その投機的本質における危険開示を行うとともに、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。
- 2 1項の説明については、当該顧客より説明を受けその都度、理解した旨の書面の差し入れを受けることとする。
 - 3 顧客が委託を行わない旨の意思を表示した場合は、管理部に報告し、その名簿を作成、閲覧のうえ、発信規制装置に登録する。
 - 4 顧客が迷惑と思われるような勧誘をしてはならない。
 - (1) 顧客からの指示がない限り、勧誘時間帯は、午前 8 時より午後 8 時までとし、一日の面談は 3 時間以内とする
 - (2) 顧客に対し、暴言を吐くこと又、時間・場所・方法等を指示してはならない

第5章 取引意思の確認

(業務日誌及び管理者日誌)

- 第10条 顧客及び委託者に対する勧誘並びに受託に関する接触は、見込客情報カード、業務日誌及び管理者日誌に記載することとする。
- 2 売買注文を受託した際には、その受注日時及び場所、受注内容等について業務日誌、管理者日誌に明確に記録することとする。

第6章 未経験者等の取引に係る管理

(取引未経験者)

- 第11条 他社の商品取引員において、商品先物取引を3年以内に3ヶ月以上取引したことがあり、売買報告書等の書面を徴収し、3ヶ月以上の経験を証明できる者以外は、未経験者として扱う。

(委託者の保護育成措置)

- 第12条 商品先物市場に参加するにふさわしい、健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引未経験者については3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。
- (1) 委託者に対し、第9条の説明を行うことにより商品先物取引についての理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び取引証拠金以上の損失発生についての理解を求め、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- 2 未経験者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の範囲において受託を行うよう、次のことを遵守することとする。
- (1) 未経験者に係る建玉の取引本証拠金は、委託者が自筆で申告した投資運用額の3分の1以下とし、それを超える勧誘をしてはならない。
- (2) 当該委託者から上記(1)の枠を越える要請があった場合には委託者から、投資運用額の3分の1を越えるに相応しい資産の証明書の提出、新たに設定する旨の自筆の申出書及び新たな口座開設申込書を徴収する。管理部門が委託者に面談し、委託者保護のため取引量制限、例外の用件を理解し、商品先物取引に習熟している旨の書面を徴収し、客観的に確認した上で総括責任者が審査の上、認定する。この審査結果は書面にて記録を残すこと。
- 3 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保する

ため、習熟期間該当委託者については定期的に売買取引状況報告書を本社の統括責任者が作成し、過大な売買と判断される場合には委託者ごとの売買取引状況調書を作成し、これを精査し、営業部門及び管理責任者に適切な委託者管理を行うよう指示するものとする。

第7章 不正資金の流入防止

(不正資金の流入防止措置)

- 第13条 公金出納取扱い者、金融機関及び企業で他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者は第5条で不適合者とし、勧誘を禁止する。
- 2 委託者の身分を明確にするため、運転免許証、健康保険証、住民票等の写しを契約時に徴収し、本人であることを確認すること。
 - 3 委託者の年齢、職業、年収、流動資産等の状況から入金累計額が過大と判断される事となった場合には、管理責任者が委託者に電話または訪問し、取引の縮小を要請すること。

第8章 建玉の制限・取引量の制限・取引本証拠金の 預託・委託手数料の額及び徴収時期

(建玉制限)

- 第14条 委託者の建玉については、取引所の市場管理規則の遵守について委託者の理解を得て、制限があることを説明すること。

(取引量の制限)

- 第15条 委託者が習熟期間経過後に、投資運用額枠を超えて取引したい旨の申し出があった場合には、委託者から投資運用額を変更することの自筆の申出書を徴収し、管理責任者が委託者に確認する。その報告をもとに総括責任者が審査を行い、その適否について判断し妥当と認められる範囲内において受託するものとし、その審査結果は、書面にて記録を残すこと。

(取引本証拠金の額)

- 第16条 委託者より当社が預託を受ける取引本証拠金の額は、各取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とし、勧誘時及び変更があった場合は、月末の残高照合通知書にて通知する。

(委託手数料の額及び徴収時期)

第17条 委託手数料額及び徴収時期は勧誘時に通知し、変更があった場合には、その都度通知する。

取引証拠金及び委託手数料の管理は本社管理本部とする。

第9章 書類の変更及び保存

(徴収書面の事項変更及び保存)

第18条 委託者より徴収した書面に事項変更があった場合には、その都度変更した事項を記載した書面を徴収すること。

受託業務管理規則に関わる書面は、3年以上保管するものとする。

第10章 疑義等の解明努力

(周知と解明)

第19条 本社、日本橋支店、大阪支店、福岡支店に管理部を設置していること及び日商協の相談室を委託者に周知し、また委託者からの疑義の解明に努力すること。

第11章 雑 則

(受託業務における禁止行為)

第20条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為を委託者に説明した上で、外務員はこの行為をしてはならない。また、本規則に定めたところにより勧誘、受託を行わなければならない。

(違反者に対する懲戒)

第21条 前条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、別に定める規定に従い懲戒処分する。

- 2 顧客が記入すべき書類について、外務員が記入したことが判明した場合には、当該外務員を営業部より外すこと。
- 3 外務員が委託者との間において、不適切な行為を行った場合及び本規則に反した者は別途定める規程に従い懲戒処分する。

(広告、宣伝に係る管理)

第22条 印刷物、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、広告規制の運用を社内審査する。

(個人情報保護法)

- 第23条 本社に個人情報保護管理室を設置し、責任者1名のもとに各部署及び、各支店に管理者を置く。
- 2 個人情報保護ガイドラインに基づき個人情報保護規定を設定する。
 - 3 当社が知り得る個人情報の漏洩がないように、個人情報の入手、保管、利用等について規定を設ける。

(日商協への届出)

- 第24条 本受託業務管理規則は、日商協へ届け出てその承認を受けるとともに、その写しを提出するものとする。これを変更したときも同様とする。

附 則

(施 行)

- | | | | |
|-----|------------|----|-------------|
| 第1条 | 本規則は、平成10年 | 9月 | 1日より実施する。 |
| 第2条 | 本規則は、平成12年 | 4月 | 1日より改正実施する。 |
| 第3条 | 本規則は、平成13年 | 8月 | 1日より改正実施する。 |
| 第4条 | 本規則は、平成14年 | 1月 | 4日より改正実施する。 |
| 第5条 | 本規則は、平成15年 | 4月 | 1日より改正実施する。 |
| 第6条 | 本規則は、平成15年 | 6月 | 6日より改正実施する。 |
| 第7条 | 本規則は、平成17年 | 6月 | 1日より改正実施する。 |